



障医発0528第2号  
令和元年5月28日

公益社団法人 日本精神科病院協会 会長 殿

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
精神・障害保健課 医療観察法医療体制整備推進室長  
( 公 印 省 略 )

令和元年度医療観察法判定事例研究会参加者について（協力依頼）

精神保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）に基づく処遇の要否及び内容の決定にあたっては、精神保健判定医等が医学的見地から鑑定を行い医療の必要性に関する意見を地方裁判所に付すべきこと、精神保健判定医が精神保健審判員として審判の評議において医学的見地からその意見を述べることを法は規定しています。

こうした中、厚生労働省では、審判の評議において苦慮する事例等について、精神保健判定医が評価・討議を行う「医療観察法判定事例研究会」を平成19年度から開催しているところです。

本年度においても法における精神保健審判員又は鑑定医の質の向上を図ることを目的として当研究会を実施するため、都道府県に推薦依頼を行っているところです。

つきましては、貴協会各支部等に対し、都道府県における推薦についてご協力いただけるよう、ご依頼方よろしくお願い申し上げます。

[本件に関する照会先]

担当：厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部精神・障害保健課  
医療観察法医療体制整備推進室  
村瀬、吉野

TEL：03-3595-2195 FAX：03-3593-2008

## 令和元年度医療観察法判定事例研究会実施要領

## 1 目的

医療観察法に基づく審判において、対象者の処遇決定の判断に苦慮する事例等をもとに診断名、弁識能力、治療可能性等の論点を評価・討議することで、精神保健審判員又は医療観察法鑑定医の質の向上を図ることを目的とする。

## 2 推薦基準

医療観察法に基づく精神保健判定医の名簿に登録されている者又は搭載を予定している者で次の各号に該当する者のうちから都道府県精神保健福祉主管部（局）の長が推薦を行うものとする。

- (1) 令和元年度に新規又は継続して精神保健判定医推薦名簿への登録について同意している者。

なお、精神保健判定医の名簿に関する情報については、各地方厚生局健康福祉部医事課が把握していることから、推薦に当たっては、適宜、連携をとること。

- (2) 当該都道府県における医療観察法の判定の精度向上に意欲のある者。

## 3 推薦方法

都道府県精神保健福祉主管部（局）の長は2に定める推薦基準を満たす者を都道府県別推薦人数（別紙2「判定事例研究会推薦人数」参照。）に基づき、「令和元年度医療観察法判定事例研究会参加推薦名簿」（別添様式）に記載し、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室に提出するものとする。

## 4 開催日時及び開催場所

医療観察法判定事例研究会（以下「研究会」という。）の開催日時及び開催場所は次のとおりとする。また、開催会場の詳細については、後日、研究会参加者決定通知により連絡する。

会場	開催日時	開催場所（予定）
大宮会場	令和元年10月29日（火） 13:00～16:30	関東信越厚生局 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

## 5 研究会内容

- (1) 研究会で用いる事例については、厚生労働省が選定する講師（以下「講師」という。）と厚生労働省が協議のうえあらかじめ選定し、各研究会ではこのうち2事例を用いるものとする。
- (2) 研究会では講師がコーディネーターとなり議事進行を行うものとする。

(3) 研究会における議事次第は次のとおりとする。

<b>【議事次第】</b>	
<b>開会挨拶・講師紹介</b>	
10分	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
<b>医療観察法判定事例研究会</b>	
25分	「事例1の紹介、質疑応答」 担当講師
35分	「事例1の検討」班別討議 研究会参加者
30分	「事例1に関する発表・討論、質疑」 担当講師、研究会参加者
5分	「事例1の検討」回答用紙記入 研究会参加者
10分	休憩
25分	「事例2の紹介、質疑応答」 担当講師
35分	「事例2の検討」班別討議 研究会参加者
30分	「事例2に関する発表・討論、質疑」 担当講師、研究会参加者
5分	全体の講評 各講師
<b>閉 会</b>	

#### 6 参加者決定通知

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室は、3により推薦を受けた者につき審査のうえ、参加者を決定し、都道府県精神保健福祉主管部（局）の長にその結果を7月までに通知するものとする。通知送付後は、参加者の変更、代理者の参加は認めないものとする。

#### 7 経費

研究会参加に要する旅費については、厚生労働省所管旅費取扱規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第27号）に基づき、厚生労働省が負担するものとする。ただし、旅費の支給額は、当該規定に基づく額とする。

#### 8 運営

研究会の庶務は厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室で行う。

## 9 その他

- (1) 参加者の勤務先等に変更があった場合は、速やかに厚生労働省まで連絡すること。
- (2) やむを得ず、開催場所・日時が変更される場合があること。
- (3) 個人情報については、本研究会以外の目的では使用してはならないこと。
- (4) 研究会当日、急遽参加出来なくなった場合は、速やかに厚生労働省まで連絡すること。

[本件に関する照会先]

担当：厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 精神・障害保健課  
医療観察法医療体制整備推進室  
村瀬、吉野

TEL：03-3595-2195 FAX：03-3593-2008

E-mail：[murase-masashi@mhlw.go.jp](mailto:murase-masashi@mhlw.go.jp)

[yoshino-masashi@mhlw.go.jp](mailto:yoshino-masashi@mhlw.go.jp)

令和元年度判定事例研究会参加推薦名簿

都道府県名： ○○県

氏名	フリガナ	生年月日	自宅		勤務先						実績		旅費見込額	備考	
			〒	住所	名称	職名	〒	住所	電話番号	FAX番号	審判 件数	鑑定 件数			
(記入例) 厚生 太郎	コウセイ タロウ	S30.1.1	100-0000	東京都千代田区霞が関1-3-6	医療法人○○ 厚生病院	病院長	100-0000	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-0000-0000	03-0000-0000	5回	2回	○○円 (○○駅～○○空港～羽田空港 ～さいたま新都心駅)		

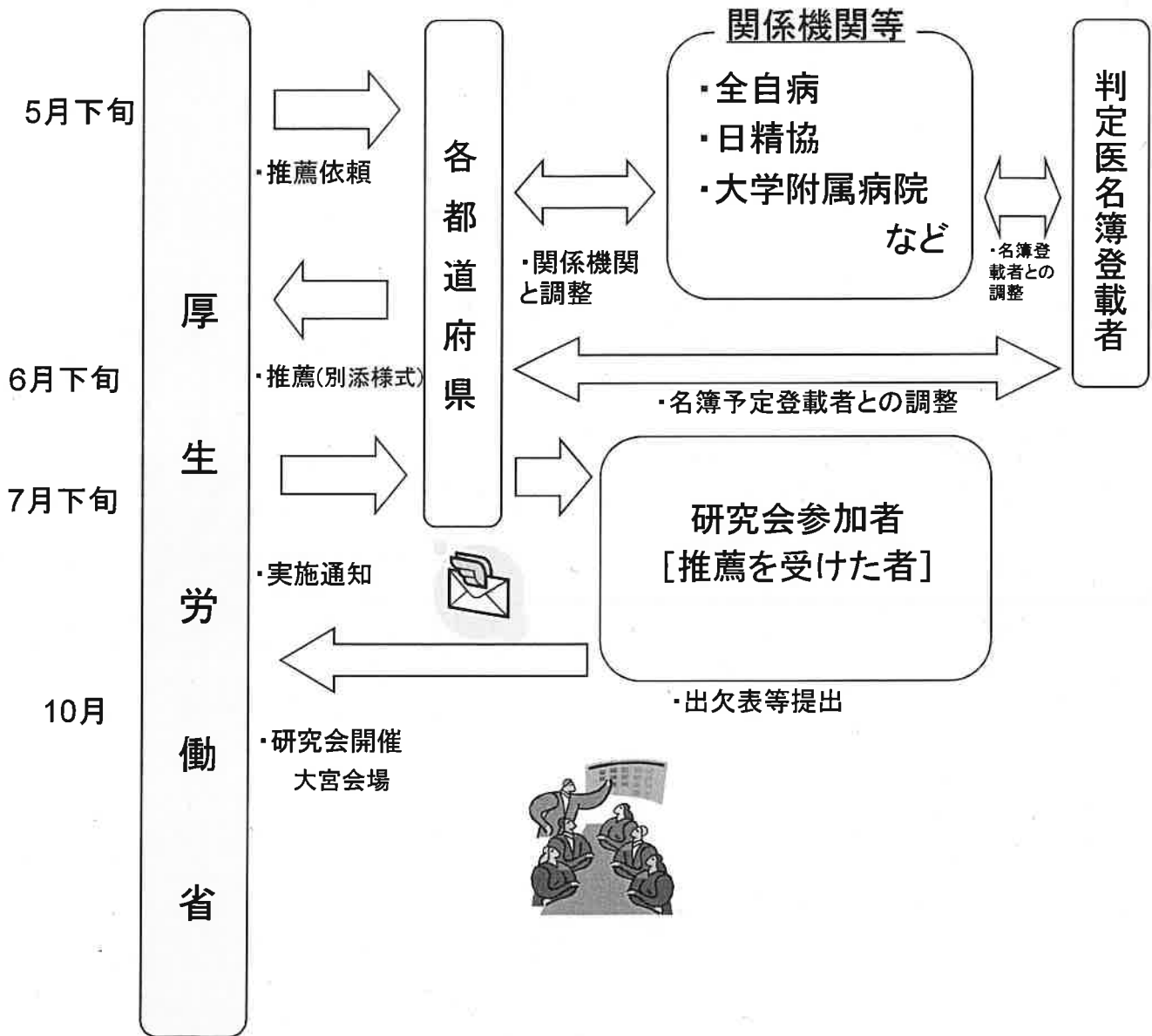
※ 実績欄の審判件数、鑑定件数はそれぞれ通算とし、また審判件数については当初審判及び入院継続の審判件数を含むものとする。

所属： \_\_\_\_\_  
 担当者名： \_\_\_\_\_  
 TEL： \_\_\_\_\_  
 FAX： \_\_\_\_\_  
 E-mail： \_\_\_\_\_

# 令和元年度医療観察法判定事例研究会

医療観察法医療の有識者より、対象者の処遇決定の判断に苦慮する事例について紹介するとともに、都道府県精神保健福祉主管部(局)の長が推薦する精神保健判定医を交えて、診断名、弁識能力、治療可能性等の論点を評価・討議することで、精神保健審判員又は医療観察法鑑定医の質の向上を図ることを目的としています。

## 【令和元年度医療観察法判定事例研究会実施フローについて】





障医発0528第1号  
令和元年5月28日

各都道府県精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
精神・障害保健課 医療観察法医療体制整備推進室長  
( 公 印 省 略 )

令和元年度医療観察法判定事例研究会参加者について（推薦依頼）

精神保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）に基づく処遇の要否及び内容の決定にあたっては、精神保健判定医等が医学的見地から鑑定を行い医療の必要性に関する意見を地方裁判所に付すべきこと、精神保健判定医が精神保健審判員として審判の評議において医学的見地からその意見を述べることを法は規定しています。

こうした中、厚生労働省では、審判の評議において苦慮する事例等について、精神保健判定医が評価・討議を行う「医療観察法判定事例研究会」を平成19年度から開催しているところです。

本年度においても法における精神保健審判員又は鑑定医の質の向上を図ることを目的として当研究会を実施しますので、関係団体等と調整のうえ、精神保健判定医の参加者について、6月25日（火）（必着）までに別添様式にて、推薦方よろしくお願ひ申し上げます。

なお、当研究会の詳細については、別紙1「令和元年度医療観察法判定事例研究会実施要領」にてご確認願います。

[本件に関する照会先]

担当：厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 精神・障害保健課  
医療観察法医療体制整備推進室  
村瀬、吉野

TEL：03-3595-2195 FAX：03-3593-2008